

平成 17 年度第 2 回理事会議事録

日 時：平成 17 年 6 月 25 日（土）10：00～16：20

会 場：全共連ビル別館 コンベンションホール

出席者：

理事長：武谷 雄二

理 事：石川 睦男、石塚 文平、稲葉 憲之、井上 正樹、宇田川康博、梅咲 直彦、岡村 州博、
落合 和徳、柏村 正道、嘉村 敏治、吉川 史隆、田中 俊誠、野田 洋一、秦 利之、
平松 祐司、星合 昊、星 和彦、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹 事：小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、北澤 正文、久具 宏司、小林 浩、小林 陽一、
古山 将康、澤 倫太郎、清水 幸子、下平 和久、高桑 好一、角田 肇、長谷川清志、
早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、堀 大蔵、村上 節

議 長：清川 尚

副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

名誉会員：鈴木 雅洲

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

規約・内規等一覧

1. 平成 16 年度臨時理事会議事録（案）
2. 平成 17 年度第 1 回理事会議事録（案）
3. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：会員へのお知らせ（案）「第 61 回学術集会長候補者の公募について」

庶務 2：役員就任挨拶状

庶務 3-1：大谷医師等訴訟 第 7 回口頭弁論報告

庶務 3-2：日本産婦人科医会「大谷徹郎医師宛退会勧告通告書」

庶務 4-1：青森地方部会長宛「佐々木京子会員に対する事情聴取」依頼状及び同回答

庶務 4-2：佐々木京子会員宛書信

庶務 4-3：4 月 27 日付け読売新聞関連記事

庶務 5：日本産婦人科医会「女性の健康週間委員会」への副委員長及び委員の推薦依頼について（ご回答）

庶務 6：5 月 30 日付読売新聞「根津八紘院長着床前診断独断実施へ」記事等

庶務 7：中国臨床修練医の招聘について

庶務 8：事務局移転に係る現地視察チェックリスト

庶務 9：個人情報保護に関する取組みについて

庶務 10：隠岐の島町長から本会に対する要望書

庶務 10-2：隠岐の島町長・隠岐病院院長/面談メモ

庶務 11：厚生労働省「医師臨床研修指導ガイドライン作成についての協力依頼」

庶務 12：少子化対策並びに産科医療安全確保対策に関する要望書

庶務 13：文部科学省「公益法人の業務等の適正な運営について（通知）」

庶務 14：最高裁医事関係訴訟委員会「医事関係訴訟委員会答申要旨」

庶務 15：日本産婦人科医会「役員就任挨拶状」

- 庶務 16: 日本産婦人科医会「勤務医委員会のアドバイザーあるいは顧問として常務理事クラスの推薦依頼状」
- 庶務 17: NICU 後方支援施設の充実等に関する要望書を厚生労働大臣宛に提出することについて
- 庶務 18: 「母体保護法指定医師の指定基準」モデル等に関する検討委員会（プロジェクト）委員の委嘱について
- 庶務 19: 日本医学会・医学用語管理委員会「『標準病名集』改訂へのご協力（依頼）」
- 庶務 20-1: 日本周産期・新生児医学会「周産期専門医制度発足までの経過」と「周産期専門医制度案」
- 庶務 20-2: 日本周産期・新生児医学会における「母体・胎児専門医制度」（案）についてのご意見・要望の伺いについて
- 庶務 21: 日本哺乳動物卵子学会「第4回生殖補助医療胚培養士資格認定試験の結果」について
- 庶務 22: 日本小児外科学会「委嘱評議員推薦依頼の件」及び本会の回答
- 庶務 23: 日本循環器学会「循環器病の診断・治療に関するガイドライン」（ダイジェスト版を含む）の取り扱いに関する同意書
- 庶務 24: 第25回医療情報学連合大会プログラム委員長「第25回医療情報学連合大会プログラム企画について（ご依頼）」
- 庶務 25: 国立大学附属病院長会議常置委員会「UMIN 臨床試験登録システム（UMIN CTR）について」
- 庶務 26: 大学評価・学位授与機構「機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について（依頼）」
- 会計 1: 平成16年度決算に関わる資料
- 会計 2: 取引銀行の格付
- 会計 3: 文科省「政府税制調査会の動向について（公益法人制度改革関連）」及び本会回答
- 学術 : 学術資料一式
- 学術 1: 周産期委員会「『胎児仮死』にかわる用語として『胎児不全』を提案する」
- プログラム委員会: 第58回学術講演会関係資料
- 渉外 1: AOFOG 「Young Scientist Award」
- 社保 1: 社会保険委員会規約（案）
- 社保 2: 医会への社保委員会委員（案）
- 社保 3: 平成18年度社会保険診療報酬改定要望書提出（外保連提出）
- 社保 4: 平成18年度社会保険診療報酬改定要望書提出（内保連提出）
- 社保 5: 薬理作用に基づく医薬品の適応外使用の例
- 社保 6: 日本産婦人科医会「『ハイリスク分娩管理料』適用病名に関するお願い」
- 専門医制度 1-1: 日本専門医認定制機構「基本領域専門医取得重複チェックの結果と重複取得者への確認のお願い」
- 専門医制度 1-2: 基本領域専門医取得重複チェックに関わる会員からの意見
- 専門医制度 1-3: 専門医重複標榜に関する日本専門医認定制機構の考え
- 専門医制度 2: 専門医制度評価委員会「基本領域学会 専門医制度内容調査の実施について」
- 倫理 1: インターネットによる ART 臨床実施成績登録の調査項目の調査
- 倫理 2: 5月15日、21日及び30日付け読売新聞「着床前診断」に関わる記事
- 倫理 3: 優生思想を問うネットワーク「受精卵診断に関する要望書」
- 倫理 4: 6月8日付日経記事「日本生殖補助医療標準化機関」関連記事
- 倫理 5: 平成17年度第1回倫理委員会議事録
- 倫理 6: 会員へのお知らせ「生殖補助医療の実施登録施設の条件と登録申請にあたり留意すべき事項について」
- 倫理 7-1: 着床前診断に関する審査小委員会審議結果「慶應義塾大学」
- 倫理 7-2: ー 同 ー プレス用
- 倫理 8-1: 着床前診断に関する審査小委員会審議結果「名古屋市立大学」

- 倫理 8-2: ー 同 ー プレス用
- 教育 1: アテンディング・アイ創刊号「星和彦理事のインタビュー」記事
- 学会のあり方 1: 平成16年度までの活動の総括と平成17年度活動方針(案)
- 学会のあり方 2: サンデー毎日記事「危機に瀕する産婦人科医療」
- 広報 1: (株)朝日エルとの「ホームページバナー広告」に関する業務委託契約書(案)
- 広報 2: 平成16年度地方部会担当公開講座 開催結果
- AOCOG2007 1: 日本産婦人科医会宛書状
- AOCOG2007 2: 組織委員会委員宛 AOCOG2005 視察に関する伺い状
- AOCOG2007 3: 実行委員会委員(案)
- 女性の健康 1: 平成17年度地方部会担当公開講座一覧
- 女性の健康 2: 平成17年度「女性の健康週間」実施について(案)
- その他 1: 理事会内委員会委員
- その他 2: 運営委員会委員
- その他 3: 学術委員会委員
- その他 4: 社会保険委員会委員
- その他 5: 教育委員会委員
- その他 6: 倫理委員会委員・倫理委員会内小委員会委員
- その他 7: 中央専門医制度委員会委員
- その他 8: 運営委員会内小委員会委員
- その他 9: 学会・医会ワーキンググループ
- その他 10: 幹事担当業務

午前10時00分、理事総数23名中22名出席(岡井崇理事欠席)、定足数に達したので、武谷理事長が開会を宣言した。

武谷理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および庶務担当常務理事、会計担当常務理事を指名して議事に入った。

I. ブラックウェルパブリッシング(株)によるデモンストレーション

ブラックウェルパブリッシング(株)により電子投稿査読システムのデモンストレーションが約15分間行われた。システムの要点は、投稿から査読までの時間を短縮できること、投稿者自身が査読の状況を確認できること、郵送・FAX・コピーに要する費用を節減できること、著者用・編集者用ともに検索機能が充実していること、である。

嘉村理事より「事務局が移転予定と聞いているが、新事務局のキャパシティに見合うシステムなのか」との質問があった。

古山幹事より「このシステムはスペースをとらない、また移転後の事務局のIT環境は良好であり心配ない」との回答があった。

このシステムの導入が承認された。

II. テレビ朝日から本理事会の頭撮りの申し出があったことについて

武谷理事長から本件が呈示され、出席者の承認が得られたので、カメラマンら2人が会場に入り、撮影を開始し、約5分間続いた。

武谷理事長より、理事会メンバーの約3分の2が代わったことについて触れるとともに以下のような理事会の方向性が示された。

「理事会メンバーの多数が代わったことにより、継続性の面での不安を感じるかもしれないが、むしろ前例因習にこだわらず、現在の問題をストレートに取り上げることが可能となることを期待したい。できる限り学会の運営にとって本質的な議論を進めていき、審議、承認という過程をスムーズに進め、実行すべきことは必ず実行するというスタンスが大切である。

理事長制となって学会の社会的役割に関するイデオロギーが変わるわけではなく、決議に至るプロセスが効率的に進むことを望む。運用面でのブレインは質量ともに多い方がよいので、幹事からの意見も求めたい。重要なことは、意見の違いを明らかにし、さまざまな議論を十分に検討した後、最終的には決定のプロセスが正当ならばその結論は尊重していただきたい。

アカデミズムをこの会（日産婦）の基本に据えるが、医師不足、勤務環境等の産婦人科医療に直結する課題にも精力的に関わり、日本産婦人科医会との協調関係をもって問題の解決を図っていきたい」

III. 新幹事の委嘱について

武谷理事長より新幹事長として矢野哲幹事の推薦があり、承認された。

続いて、**矢野新幹事長**よりの新幹事を含めた幹事全員の紹介、および自己紹介があった。

IV. 平成 16 年度臨時理事会議事録（案）の確認

上記議事録（案）が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認された。

V. 平成 17 年度第 1 回理事会議事録（案）の確認

上記議事録（案）が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認された。

VI. 報告事項

1. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔I. 本会関係〕

(1) 会員の動向

新甲洋 功労会員（広島）が 5 月 26 日に（弔電・香典辞退）、^{こしのたつろう}越野達郎 功労会員（福井）が 6 月 5 日に（弔電手配、香典辞退）、^{とくはし やさふろう}徳橋弥三郎 功労会員（愛知）が 6 月 6 日に（弔電・香典手配）逝去された。出席者全員起立し、黙祷を捧げた。

(2) 第 61 回学術集会長候補者の公募についての「会員へのお知らせ」（案）〔資料:庶務 1〕が示され、原案通り承認された。今後、ホームページおよび機関紙に掲載する。

(3) 本会役員等の連絡先一覧について

総会および第 1 回理事会での協議を踏まえた本会役員等の氏名を機関紙 57 巻 7 号に掲載する。また連絡先一覧を更新する。役員就任挨拶状を日本医師会、日本医学会、関連学会、日本産婦人科医会、行政機関（文部科学省、厚生労働省）、最高裁判所、宛送付する手続きをとった。〔資料:庶務 2〕

(4) 定款第 14 条の常務理事数の変更について、協議事項の際に検討を要請する。

(5) 大谷裁判について

5 月 19 日に第 7 回口頭弁論が行われ、本会から落合理事、平岩弁護士（代理人）が被告側として出廷し、阪埜庶務主務幹事が傍聴した。〔資料:庶務 3-1〕

6 月 23 日に第 8 回口頭弁論が行われ、次回の弁論の予定は 9 月 1 日である。

日本産婦人科医会は大谷徹郎医師に対し 3 月 27 日付けで退会勧告通知を行った。〔資料:庶務 3-2〕

落合理事より「原告を構成する 9 人の患者のうち 6 人が訴えを取り下げたので、取り下げに同意した。訴え取り下げの理由についての説明は聞き及んでいない」との説明があった。

(6) 富士見産婦人科病院事件について

本件は、刑事事件としては不起訴となり、民事訴訟の結果を受けて医道審議会が処分を下したものである。

医師免許を取り消された北野千賀子会員が処分の執行停止を求めている件で、東京地裁は申し立てを却下したとの報道があった。〔資料:庶務 4-3〕しかし、北野会員については高裁に控訴したとの動きもあり、その成り行きを見守りたい。裁判での処分の確定をみた上で、第 57 回総会で報告のとおり、同医師の会員資格につき改めて検討する必要がある。

医業停止 2 年の処分を受けた佐々木京子会員に対する事情聴取の依頼状を 4 月 20 日に青森地方部会

長宛に発送し、同報告および意見に関する書信を5月31日に受領した。[資料:庶務4-1] 同医師については、真摯なる反省の念と知識向上への熱意があると判断されるので、本会として除名とはせず、専門医資格の停止の処分としたい。[資料:庶務4-2]

平岩弁護士から「学会というものは目的を同じくする人々の集まる団体である。それゆえ、医業に関連した問題での民事の損害賠償について、これまで学会が関わってくることはなかった。しかし、本件は特異な事件であり社会に与えた影響も大きいことを考慮すると、学会としての対処を考えるべきである」という意見があった。

この件につき、原案通りの方針とすることを承認した。

(7) 女性の健康週間委員会に関し、日本産婦人科医会よりの副委員長、委員の推薦についての回答が示され、原案通り承認された。[資料:庶務5]

(8) 根津八紘会員が着床前診断実施との新聞報道等について [資料:庶務6]

吉村理事より「5月30日に読売新聞が根津院長の意向としてスクープし、その約1週間後に日本経済新聞が『根津院長が学会に着床前診断を申請する』と報道した」と経過の報告があった。さらに、「倫理委員会としては静観し、新聞から意見と求められることもあるが、ノーコメントとしている」との説明があった。

武谷理事長より「本学会として現在までに一般論として習慣流産への着床前診断の適応そのものを否定したことはない」とのスタンスの説明があった。

井上理事より「具体的にどのような遺伝子診断を行うのか、報道でははっきりせず、誤解を招くおそれがある」との意見があった。

吉村理事より「染色体の構造異常についての診断、具体的には均衡型転座とロバートソン転座の診断と考えられる」との説明があり、「習慣流産を含めて着床前診断の適応を検討することが必要である」との意見が述べられた上で、「この件については後の倫理委員会報告でさらに検討をお願いしたい」旨の説明があった。

和氣理事より「均衡型転座でどの程度不分離が起こるのかヒトでは明らかでないので、きわめて微妙な問題である」との追加があった。

(9) 岩手県と中国医科大学との医療分野における交流について

岩手県と中国医科大学との医療分野における国際交流推進の協定に関する資料を入手した。

[資料:庶務7]

稲葉理事より「中国臨床修練医についての説明を求めるとともに中国から修練のためにきた医師が医療行為を行うことが可能なのか」との疑問が呈された。

岡村理事より「本件は法律上問題ない。日本の医師免許を有するものの下で医療行為を行うのは可能である」との意見があった。

落合理事より「外国医師が行う臨床研修については医師法第17条の特例に関する法律による臨床修練制度がある。厚労省の指定した指導医のもとであれば医療行為を行うことが可能となる」との説明があった。

丸尾理事より「臨床修練制度があるが、通常は書類を整えて申請してから認められるまでに1年くらい待機することになるものである。岩手県の場合、そのステップを簡略化するものかもしれない」との意見があった。

(10) 事務局移転に関し、移転先候補不動産物件について説明があり、承認された。[資料:庶務8]

荒木事務局長より「賃貸物件について契約解除を6ヶ月前に申し入れなければいけないことを考慮すると、移転の時期は本年末か新年早々になることが予測される」との説明があった。

(11) 周産期委員会内の「母体死亡およびニアミスケースの調査と検討小委員会」委員の1名追加について、九州大学の佐藤昌司先生を委員に加えた。

(12) 個人情報保護に関する取組みについて [資料:庶務9]

本会の個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）をホームページに掲載した。

(13) 島根県隠岐島の隠岐病院院長より「隠岐の島町長が同島における産婦人科医引き揚げに係る窮状を訴えるため本会に陳情書を提出したい」との連絡があり、6月17日同町長および隠岐病院院長が陳情のため上京したので、本会事務局にて武谷理事長、矢野幹事長、澤幹事が対応した。

[資料:庶務10 当日配付]

武谷理事長より「学会として対応できることは限られているが、本陳情につき真摯に対応したい」との発言があり、了承された。

〔Ⅱ. 官庁関係〕

(1) 厚生労働省

-1- 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室長より、「医師臨床研修指導ガイドライン作成についての協力依頼」の書面を、4月6日に受領した。厚生労働省は、平成16年11月に「医師臨床研修指導ガイドライン作成検討会」を立ち上げ、国立保健医療科学院公衆衛生政策部の曾根智史部長を主任研究者とする「医師臨床研修指導医ガイドラインに関する研究班」が中心となり取り纏めを行うが、分野ごとに関連する学会の協力を得たいとの申し出である。[資料:庶務11]

本件につき以下の質疑があった。

和氣理事「先般、全国医学部長病院長会議で新臨床研修制度について反対する意見がまとめられたところである。このような状況下で、ガイドライン作成に積極的に関わるべきなのか」

石川理事「文部科学省からの指摘もあり、先般の新臨床研修制度に対する反対意見はトーンダウンしている」

稲葉理事「新臨床研修制度はその全てが悪いシステムというわけではなく、反対意見は緩やかな文言となった」

星理事「反対意見はもっと厳しい文言にすべきだった、という意見もある。特に『廃止を含めた抜本的な』という表現が削除されたのは大きかった」

武谷理事長「結局、新臨床研修制度は、実際にその制度下で研修を受けたあるいは受ける予定の当人達からの声が出ないと変わることは難しいと考えられる」

以上の質疑を踏まえ、本件を承認した。

-2- 厚生労働省において4月6日に「医師の需給に関する第3回検討会」が行われ、本会から参考人として藤井信吾監事が出席の上、意見の陳述を行った。

-3- 6月9日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課の佐藤課長、斎藤課長補佐らと「習慣流産に対する着床前診断」についての意見交換を行った。本会からは、落合理事、吉村理事、稲葉理事、矢野幹事長、久具幹事、阪埜幹事が出席した。その結果、本件につき引き続き検討することとし、国としても支援することとなった。具体的には、公開討論会の開催などを検討する。

-4- 「医療経済からみた本邦の産科医療の問題点とその対策」について

基幹病院に勤務する産科医を確保する目的で厚生労働省が資金を投入するので有効にその資金を利用できるように日産婦学会と医会が連名で要望書を6月末までに厚生労働省に提出して欲しいとの要請があった。医会より当該要望書(案)が提示され、第2回常務理事会での協議を踏まえ、6月15日に厚生労働省宛提出した。[資料:庶務12]

本件につき以下の質疑があった。

武谷理事長「産科医不足は厚生労働省も認識しており、資金をどう利用するのか、産科医側が考えなければいけない。基幹病院の産科医の生活や待遇面の改善が行われるのが望ましいが、具体的にはハイリスク分娩管理料の設定という方策を提出した」

嘉村理事「当日資料の社保6に、ハイリスク分娩管理料算定の適用となる疾患名についての医会からの提案がある」

武谷理事長「ハイリスク分娩となると保険診療でできる範囲のものが多くなるが、全体としての収入が増える手段でないと、労が多いだけとなりかねない懸念がある」

清川議長「出産一時手当金の方にもなんらかの措置がほしい」

平松理事「現場の医師にはどうなるのか」

武谷理事長「収入は病院に入ることになるので、各病院で考えてもらいたい」

佐藤監事「厚生労働省は、医師に直接還元する方向と聞いている」

(2) 文部科学省

-1- 文部科学省研究振興局学術研究助成課より、「公益法人の業務等の適正な運営について（通知）」を4月20日に受領した。公益法人の指導監督に係る改善策の一つとして実地検査の強化を図ることとなり、平成17年度から公益法人実地検査票を用いて実地検査を実施するとのことである。[資料:庶務13]

(3) 最高裁判所

最高裁判所医事関係訴訟委員会から、「医事関係訴訟委員会答申書」を6月16日に受領した。

[資料:庶務14]

同委員会では、これまで130件以上の事案について、33の学会から鑑定人候補者の推薦を受けてきた。日産婦にも19件の鑑定人推薦依頼があった。運営委員会内の鑑定人推薦委員会が対応しているが、今年度より嘉村理事に委員長をお願いしている。

〔Ⅲ. 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

-1- 日本産婦人科医会より新役員の就任挨拶状を受領した（4月25日）。[資料:庶務15]

-2- 日本産婦人科医会勤務医委員会のアドバイザーあるいは顧問として本会から常務理事クラスの推薦依頼があった。[資料:庶務16]

本会より吉川裕之理事を推薦した。

-3- 日本産婦人科医会より「NICU後方支援施設の充実等に関する要望書」を厚生労働大臣に提出するにつき、本会に当該要望書の趣旨を理解の上、連名で提出したいとの依頼書を受領した。[資料:庶務17]

本件に早急に対応するため、通信で各常務理事の意見を伺ったところ異議がなかったため、本会として連名で要望書を提出することにつき承諾する旨5月31日付で医会に回答した。

-4- 7月11日に平成17年度第1回学会・医会ワーキンググループ（通算第21回）を開催する予定である。

(2) 日本医師会

-1- 「母体保護法指定医師の指定基準モデル等に関する検討委員会（プロジェクト）委員の推薦方依頼について」の書状を受領した（4月20日）。本会より1名を委員会委員として推薦して欲しいとの依頼である。回答期限が5月10日につき、理事長裁量で吉村泰典理事を推薦した。

「母体保護法指定医師の指定基準」モデル等に関する検討委員会（プロジェクト）委員について[資料:庶務18]の通り決定した。[資料:庶務18]

(3) 日本医学会

-1- 日本医学会評議員である田中憲一第58回学術集会長に対し、日本医学会経由で日本医師会の機関誌「日医ニュース」に「新しい医学の進歩」と題する欄を設けるに当たり、日本医学会での最新の話題に関する原稿執筆依頼の書状を受領した（5月26日）

-2- 日本医学会評議員・連絡委員の選出について

本会からの日本医学会評議員 田中憲一先生、連絡委員 落合和徳理事の任期はそれぞれ平成18年3月31日までであり、任期満了まで評議員及び連絡委員の変更はしないことと致したい。

-3- 日本医学会・医学用語管理委員会より「『標準病名集』改訂へのご協力（依頼）」についての書状を受領した（3月14日）。学会の意見を聴取するにあたり、窓口となる先生を登録して欲しいとの依頼であり、本会より岩下光利先生を指定・登録した。[資料:庶務19]

(4) 日本周産期・新生児医学会

-1- 「周産期専門医制度発足までの経過」と「周産期専門医制度案」を受領した（4月21日）。本会か

ら同案に対する意見、要望の提出を依頼するものである。(提出期限:5月31日) [資料:庶務 20-1]

第1回常務理事会での協議を踏まえ、「母体・胎児専門医制度」案に対する意見・要望を理事・監事及び周産期委員会委員に伺い、その結果を取り纏めた。[資料:庶務 20-2]

(5) 日本哺乳動物卵子学会

-1- 生殖補助医療胚培養士資格認定制度に関わる第4回認定試験の結果についての報告を受領した(5月31日)。 [資料:庶務 21]

(6) 日本小児外科学会

本年が日本小児外科学会の評議員改選の年にあたるため委嘱評議員推薦の依頼があった。4月16日までの回答期限であり、理事長裁量で本会より茨 ^{いばら} 聡 ^{さとし} 先生と名取 ^{なとり} 道也 ^{みちや} 先生の2名を推薦した。

[資料:庶務 22]

(7) 健やか親子 21 推進協議会

「平成16年度取組実績及び平成17年度行動計画等の提出について」の依頼があった(4月14日) また、「『いいお産』普及・啓発のための基盤作り事業報告書」が送付された。

なお、健やか親子 21 推進協議会への本会からの代表につき、第1回常務理事会での協議を踏まえ、岡村州博理事、吉田幸洋先生、北川道弘先生の3名とした。

(8) 日本循環器学会

関連学会と合同で作成する循環器病の診断・治療に関するガイドラインの著作権者および著作権者を日本循環器学会に一本化すること、また、著作権の販売益について学会誌にガイドラインを掲載した場合には、その出版部数に応じて当該学会に配布すること、以上について同意するか否か意見を求める書信を受領した(3月26日)。平成16年度臨時理事会(平成17年4月2日)で本件が承認されたことに基づき、同学会より同意書が提示された。[資料:庶務 23]

内容は特に問題なきため、同意書に調印することとした。

[IV. その他]

(1) 第25回医療情報学連合大会プログラム委員長より、プログラム企画検討ならびに各団体共同のシンポジウムや共同ワークショップの開催を担当する窓口担当者の登録を依頼する書状を受領した。

[資料:庶務 24]

(2) 国立大学附属病院長会議常置委員会より「UMIN 臨床試験登録システム (UMIN CTR) について」平成17年6月1日より公式運用を開始する旨の通知を受領した(5月26日)。[資料:庶務 25]

(3) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構より「機関別認証評価に係る専門委員候補者の推薦について(依頼)」を受領した(3月31日)。平成17年度から大学及び短期大学の機関別認証評価を実施するにあたり本会より専門委員の候補者を推薦して欲しいとの依頼である。[資料:庶務 26]

本件につき、4月28日が回答期限であったので、理事長裁量にて藤本征一郎名誉会員を推薦した。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 決算監査と会計理事会の開催

6月10日に平成16年度の決算監査を行い、併せて会計担当理事会を開催した。[資料:会計 1]

岡村理事より「平成16年度の本決算は収支見込と比較して、各種事業費、管理費の更なる経費削減をなした」と京都大学藤井前会長より第57回学術講演会会計から一般会計への9,817千円の戻し入れをいただいたことが大きく寄与し、収支52百万円強の黒字となった。このため内部留保30%の上限を超えるため、事務局移転積立金として特別会計に50百万円を計上した」との説明があった。

佐藤監事より、平成16年度の決算が適正に処理された旨の会計監査の報告があった。

以上、決算と監査が承認された。

(2) 取引銀行の格付けと残高について [資料:会計 2]

柏村理事より「ペイオフ対策として預金を利息のつかないものに変えたのか」との質問があった。
荒木事務局より「既に全額保護対象となる決済性預金への振替など必要な対応を済ませている」との回答があった。

(3) 文部科学省研究振興局学術研究助成課より、「政府税制調査会の動向について（公益法人制度改革関連）」の通知を、6月6日に受領した。所管公益法人の税制に関する調査依頼であり、提出期限が6月15日であったため、第2回常務理事会での協議を踏まえ、資料のとおり回答した。[資料:会計3]

岡村理事より「この回答の骨子は、本会の主な収入源が会員からの会費収入であり、社会問題ともなっている産婦人科医師不足とともに会員数が減少してきており、近い将来本会の財政基盤が危機に瀕することが予想されること、したがって税制優遇の撤廃が本会の運営にとって死活問題となりかねない、とする点である」との説明がなされた。

武谷理事長より決算報告に関し、第57回学術講演会会計からの一般会計への戻し入れについて、京都大学藤井前会長への感謝の意が述べられた。文部科学省からの調査依頼に関し、「課税については、本学会の立場を強く説明すべきである」との見解が述べられた。

また、本会の会費免除会員が1,400人（約1割）というのはやや多いという印象をもつ、という指摘があった。この点につき、医会はどう対処しているのか、との疑問が呈された。

落合理事より「代議員会でも会費免除となる年限を引き上げる旨の提案がなされており、庶務担当役員で検討する」との発案があった。

清川議長より「医会でも同様に悩んでいる問題である。会費免除後の会員からも協力費、賛助費等を頂戴するなどの対策を検討しているところである」との回答があった。

岡村理事より『産婦人科研修の必修知識 2004』のような収益事業のアイデアを出して、健全経営を考えたい」との意見があった。

武谷理事長より「学会としてどこまで経済原理と導入するのがよいかを考慮しつつ、バランスをとって運営していきたい」との発言があり、本件文部科学省への回答につき了承された。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

-1- 第5回一般演題応募処理システム検討委員会を4月1日に開催した。

和氣理事より「一般演題採点システムの簡略化について検討中である。すなわち、現在10点満点で採点しているが、高得点演題の候補論文を選ぶことを目的として、○、普通（チェックなし）、×の3段階のみの評定とすることを考えている。ここで、○は高得点演題の候補であるという意味で、×は学術講演会のレベルに達しないということを意味し、それ以外はチェックしないこととする」との説明があり、了承された。

-2- 第3回学術講演会評価委員会を6月1日に開催した。

和氣理事より「高得点演題を月曜日に終了して、優秀論文の表彰を月曜日夜に行うことができないか、検討中である」旨の発案があった。「理由は、現行の火曜日夕方の表彰では、表彰される発表者が会場に残っていないケースが多く見受けられるからである」との追加があり、了承された。

-3- 6月24日に第1回学術委員会、第1回学術担当理事会、第1回プログラム委員会を開催した。

(2) 第57回総会ならびに学術講演会について

第57回学術講演会は、平成17年4月2～5日、国立京都国際会館で開催された。参加者総数は、4,109名（会員3,611名、会員外411名、IS参加外国人87名）であった。

(3) 低用量経口避妊薬（OC）医師向け情報提供資料（改訂版案）について、学術委員会委員・学術担当幹事宛に意見・要望を伺う書状を発送した。

(4) 日本医師会より平成17年度「日本医師会医学賞」ならびに「日本医師会医学研究助成費」候補推薦の依頼があった。[資料:学術資料一式]

和氣理事より「本件につき理事長、各理事、学術委員会各委員に候補者の推薦を依頼し、本会として丸尾猛理事を推薦することとした」と説明があり、了承された。

(5) 「研究業績褒章（上原賞）」「平成 17 年度神澤医学賞」候補者推薦について [資料: 学術資料一式]
和氣理事より「本件につき理事長、各理事、学術委員会各委員に候補者の推薦を依頼し、本年度は該当者なしとすることとした」と説明があった。

本件につき、承認が得られた。

(6) 第 9 回および第 10 回日韓カンファレンスについて事務連絡の書状を日本側コーディネーターの中野仁雄先生より 4 月 15 日に受領した。[資料: 学術資料一式]

和氣理事より「本年の日韓カンファレンスは、10 月の AOCOG と併催されることが決まっている。2007 年の日韓カンファレンスを日産婦と併催で行うのか、日本で開催される AOCOG と併催で行うのか、決める必要がある」との発案があった。

武谷理事長より「韓国からの参加者ができるだけ多くなるようにすることが必要であり、日産婦との併催では韓国の出席者に AOCOG と合わせて 2 回の来日を求めることになり、適切とは考えられず、AOCOG との併催がよいのではないか」との意見があった。

この意見に異論はなく、2007 年の日韓カンファレンスは、AOCOG との併催で、AOCOG の 1 日目に行うように計画することで、承認された。

日韓カンファレンスの日本側コーディネーターの交代および後任の日本側コーディネーターとして丸尾猛理事を推薦する旨、中野先生より書状での提案があった。

本件につき、承認が得られた。

(7) 学術集会の固定化に関し、広島地方部会代議員および匿名の会員より、5 月 25 日に意見を頂いた。

[資料: 学術資料一式]

和氣理事より「第 57 回学術集会は京都大学の主催であったため京都で開催されたが、学術集会会場の固定化は第 58 回の新潟大学主催による横浜での開催時からであり、まだスタートしたわけではない。しかしなんらかの検討をする必要はあると考える」との説明があった。また、会場固定化から 2 年後に外部評価することとなっている点を強調する発言があり、同時に学術集会期間の短縮化についても検討を進めることが提案された。

本件につき以下の質疑があった。

吉川裕之理事「会場固定化のメリットの一つは、会場を 2 年前に予約することにより、会場を安定的に確保し、また日程も組みやすくなる点であると考えられるが、2 年後に評価して見直す場合にはその後の既に予約してある会場をキャンセルすることになるのか」

和氣理事「2 年後に再度評価する予定であるが、現時点では原則として 4 年間は固定化を維持するものと考えている」

武谷理事長「会場固定化の最大のメリットは事務局機能を強化し、学術集会開催にともなうさまざまな業務を事務局に移し、全体としてコストの削減につなげることにあるので、こういう視点で会場固定化を考えていきたい」

丸尾理事「事務局機能の強化を早急に行わないと、会場固定化論議の一方の根拠が達成されないことになる。そうなると会員の納得が得られないので、事務局機能の強化を推し進めてほしい」

和氣理事「事務局機能の強化に関し、学術集会開催にあたって事務局業務として何ができるかを、東北大八重樫教授を中心に検討を始めている」

丸尾理事「既に最近学術集会を経験した、京都大、慶應義塾大、九州大の経験者による検討の方がよいのではないか」

藤井監事「本年の京大での学術集会では、学術集会に対する補助金 2000 万円のうち、1000 万円近くを返還した。学会員の会費を上げなくて済むようにすることが結局重要である」

岡村理事「似たような検討を行う会は運営委員会内の事務局機能強化委員会にもある」

以上の質疑を踏まえ、総会会場固定化評価委員会と事務局機能強化委員会の両方で鋭意検討を進めるとの結論をみた。

(8) 周産期委員会より「胎児仮死」にかわる用語として「胎児不全」を提案することについて

[資料: 学術 1]

和氣理事より「周産期委員会から上記提案を受けたが、学術委員会では『胎児不全』ということばの有する重症というイメージに懸念がもたれ、『胎児機能不全』がよいとの意見の集約をみた」との説明が

あった。

岡村理事より「『胎児不全』ということばは、昨年の理事会で一度リジェクトされたものだが、周産期委員会で再検討して、英文の non-reassuring fetal status との整合性を必ずしも図る必要はなく、『胎児不全』という一つのことばで全体を捉えるべきと結論され、再度提案したものである。最終的には『胎児機能不全』となってもやむをえない」との意見があった。

清川議長より「この問題は医会にも問いかけを願いたい」との意見があった。

佐藤監事より「12月の理事会での結論を目指したらどうか」との提案があった。

落合理事より「この問題は、周産期委員会で検討した結論が理事会に提出され成案となる」との意見があった。

清川議長より「7月に行われる学会医会のワーキンググループで取り上げたらどうか」との提案があった。

武谷理事長より「それまでひとまず『胎児機能不全』としておく」とのまとめがあり、了承された。

(9) その他

和氣理事より「学術運営内規を少し変更することを考えている」との発言があった。

井上理事より「本年4月の京都での学術集会の参加者は多かったのか」との質問があった。

和氣理事より「通常と比べて多かった」との回答があった。

井上理事より「ランチョンミーティングの企画について、学術委員会としてはどう考えるか」という質問があった。

和氣理事より「ランチョンミーティングについては、本学会学術委員会の企画とは関係がない」との回答があった。

藤井監事より「ランチョンミーティングは、学術集会が開催場所を有償で提供するが、その企画には学会は関与しない」とする同様の回答があった。

4) 編集 (岡井 崇理事欠席のため古山幹事が説明)

(1) 会議開催

-1- 第2回 JOGR 全体編集会議を4月22日に開催した。

-2- 編集会議を6月10日に開催した。

-3- 第1回編集担当理事会を6月24日に開催した。

(2) [JOGR 関係]

-1- Blackwell Science Asia 社に Royal Australian and New Zealand College of Obstetricians and Gynaecologists から JOGR への On-line Access 権を Grant としていただきたいとの問い合わせがあった。本会会員の On-line Access 権は本会が JOGR 編集権を保持しているための特権であり、個別の学会からの要望に関しては、慎重な対応が必要である。

-2- JOGR 誌の電子投稿システム化を進めている。電子化にあたって Manuscript Central 導入費用が導入時に120万円必要であるが、投稿論文数を現在の270とすると、年間に必要な通信費は現状の約120万円に対し、電子化による経費は $270 \times \$15$ で約43万円となり現状比約80万円程度の経費節約となるため、長期的には経費削減が可能となる。投稿から採否決定までの期間も短縮される。

以上が報告され、了承された。

武谷理事長より「JOGR 誌はインパクトファクターが0.474に上昇しているとのことである。これまでの村田前理事を始め阪大の先生方の献身的な努力でここまできている。日産婦学会活動のシンボルとして、今後学会が十分にサポートしていきたい。投稿数はどうか」との発言があった。

古山幹事より「Blackwell 社と3年毎の契約であるが、当初年間100ほどの投稿数であったのが、現在は300に増加している。従って、今年度は契約頁数を超過することが見込まれ、超過分についての費用支払いが必要となる見通しである。今年度が契約更新にあたり、次年度分からは契約頁数を増やす予定である」との回答があった。

5) 渉外 (丸尾 猛理事)

[FIGO 関係]

(1)2005年1月30日にロンドンで開催されたFIGO Officers Meetingの議事録を受領した(4月6日付)。

(2)FIGO 事務総長 S. Arulkumaran 氏から Women' s Sexual and Reproductive Rights に関する FIGO committee が女性健康の未来の問題で、迅速に連絡がとれ、政府や関係 NGO に働きかけることができる JSOG 側委員の氏名、住所、メールアドレス、電話番号、FAX 番号を5月13日までに知らせてほしいとの旨の書状を受領した(4月7日付)。

第1回常務理事会での協議を踏まえ、渉外担当の丸尾理事を委員としてFIGOに連絡した。

(3) FIGO Executive Director に Prof. Friday Okonofua (ナイジェリア) が就任することが決定した旨の報告を受領した(4月11日付)。

(4) FIGO Gynecologic Oncology Committee Chair である Hexton YS Ngan より、FIGO staging (vulva, vagina, cervix, corpus, ovary, fallopian tube, GTN) についての意見を求める書状を受領した(4月17日付)。

第1回常務理事会での協議を踏まえ、婦人科腫瘍委員会に依頼した。

(5)FIGO President の Arnaldo Acosta 氏より postpartum hemorrhage に関する web-survey の依頼を受領した(4月22日付)。

第1回常務理事会での協議を踏まえ、周産期委員会 岡村委員長に依頼した(5月13日)。

(6)FIGO Administrative Director の Bryan Thomas 氏より Malaysia で開催される FIGO World Congress of Gynecology & Obstetrics との連携で企画される International Fellowship Programme の案内状を受領した(5月3日付)。

(7)FIGO 会長 Dr. Acosta から、日産婦学会の役員変更に伴い JSOG を代表して Takeshi Maruo が FIGO Executive Board メンバーとなることを了承する旨の書状と共に本年9月18日、19日にロンドンで開催される FIGO Executive Board Meeting に出席されたい旨の案内を受けた(5月19日)。

[AFOG 関係]

(1) AFOG 事務総長 Dr. Sumpaico より 2005年9月27-28日にモンゴルで開催される AFOG Pre-congress Meeting の案内状を受領した(4月20日付)。

(2) 日産婦学会からの要望として AFOG 事務総長 DR. Sumpaico に向け、JOGR の Editor-in-Chief として Yuji Murata と Takashi Okai の両名併記を再度申し入れたことを受け、AFOG Executive Board での e-mail voting によって2006年3月までの両名併記を了解するとの回答を得た(5月18日)。

JOGR の Editor-in-Chief は AFOG の Executive Board メンバーであるため、2006年4月より岡井理事が AFOG の Executive Board メンバーとなること、また2007年 AFOG Congress 会長 武谷理事長と日産婦学会渉外担当丸尾理事が AFOG Council メンバーとなることが了承された(5月18日)。

(3)AFOG 事務総長 Dr. Sumpaico より本年ソウルで開催される XIXth Asia & Oceania Congress of Obstetrics & Gynaecology の学会期間中の10月2日と4日の General Assembly に出席する official delegates と投票権を持つ代表者のリストを8月15日までに知らせてほしいとの依頼を受けた(5月25日付)。

なお、AFOG General Assembly への JSOG からの official delegates は5名以内で、投票権を持つのは、その内2名と規定されている。

JSOG からの official delegates の5名としては Executive Board である村田前理事と岡井理事、Council である武谷理事長、丸尾理事、そして日韓カンファレンスに出席予定の和氣理事あるいは嘉村理事のどちらかということで承認された。投票は武谷理事長と Executive Board である村田前理事が行うことに決定した。

(4)AFOG 事務総長 Dr. Sumpaico より、2005年10月1日~5日にソウルで開催される AOCOG 会議の Opening

Ceremonyにおいて愛媛大学の Keiichi Matsubara 先生に Young Scientist Award of the Federation を授与する旨の案内状を受領した（6月20日付）。〔資料：渉外1〕

(5)Obstetrics and Gynaecological Society of Hong Kong の President LAM Siu Keung 氏より、5月3日に決定した新しい council member 表（2005-2007）を受領した（6月10日付）。

〔ACOG 関係〕

(1) ACOG の The Annual Clinical Meeting（平成17年5月7日～11日）がサンフランシスコで開催され、本会から武谷雄二理事長、落合和徳理事、藤井信吾監事が参加した。また、奨学基金制度により10名の若手医師及びコンダクターとして吉田幸洋幹事長、刈谷方俊幹事が参加した。

丸尾理事より「落合常務理事より ACOG との交流は大変意義深いものであったとの報告が常務理事会でなされた」との発言があった。

〔その他〕

(1)日産婦学会宛で International Forum on Birth（2005年6月8日-11日、ローマ）のプログラムを受領した（4月18日付）。

(2)Singapore General Hospital の Ho Tew Hong 教授より 2005年7月23日-24日にシンガポールで開催される Labor Ward & Intrapartum Management Course の案内状を受領した（4月15日付）。

(3)Ermelando V. Cosmi 氏より 2005年10月10日-13日にローマで開催される 8th International Congress of the Society for New Technology, Reproduction and Neonatology の案内状を受領した（5月10日付）。

(4)Fetal Medicine Foundation の Kypros Nicolaidis 氏より 2005年6月26日-29日にトルコで開催される Fourth World Congress in Fetal Medicine の案内状を受領した（5月14日付）。

(5)2005年9月22日～24日、Australia で開催される 9th Australasian Menopause Society Congress の案内状を受領した（5月17日付）。

(6)カナダ産婦人科学会 (SOGC) の 61st Annual Clinical Meeting（平成17年6月16日～21日）がケベックで開催され、本会から丸尾猛理事、藤井信吾監事が参加した。また、奨学基金制度により3名の若手医師及びコンダクターとして平川俊夫幹事、阪埜浩司幹事が参加した。

丸尾理事より「カナダ産婦人科学会 (SOGC) の 61st Annual Clinical Meeting において参加した若手医師の一人が Junior fellow leadership program の中で Japan Obstetrics and Gynecology Perspective との題で15～20分間の講演を行う機会があり、本学会のあり方検討委員会での協議に基づく立派な発表を行った」との報告と、「Junior Fellow leadership program を本学会でも導入して、若手医師に委ねる形で学会活動に積極的に参加してもらうこと、また SOGC との交流については、若手医師は毎年行き来したらいいが、財政的な面を考慮して executive board 同士の交流は1年ごとの行き来としたいとカナダ側より提案を受けた」との発言があり、これについて特に異議は出なかった。

(7)American College of SurgeonのMurray F. Brennan氏より、2005年10月16日から20日に開催される the 91st Annual Clinical Congressへのポスター発表の依頼があった（ポスターの採用枠は12枠、締め切りは9月19日）（6月1日付）。

以上の報告、協議があり、了承されたが、引き続き以下の発言があった。

和氣理事「young doctors exchange program はこの京都の学会でも非常に素晴らしいもので好評であった。学術としても支援していきたいが、具体的な支援の方法についてこの理事会でも少し検討してほしい」

武谷理事長「一般会計からの資金面での支援は困難と思われる」

藤井監事「日本が迎える側の時は、しばらくは主催校が費用を持つという形でいかざるをえないと思う。若手医師の派遣には赤枝財団で管理されている資金を使っているが、資金がなくなると派遣できな

くなるので、この資金の用途については当面限定せざるをえないので、他の資金については主催校にお願いする形になると考える。主催校も accommodation の負担のみでいいと思われ、それほどの費用負担にはならない」

武谷理事長「主催校にお願いする形になる」

丸尾理事「主催校として会場は準備することが基本、プログラムの内容は Junior fellow leadership program として若手医師にまかせたい」

和氣理事「学術委員会では、この exchange program に参加する若手医師の人数を増やすことはできないかという要望があった」

武谷理事長「個人へのインパクトも大きいですが、またそれと別に学会対学会との friendship や academic な交流という点からもよく考えるべきである」

和氣理事「参加した若手医師は若手代表として、このプログラムの意義を地元でも広めていってほしい」

6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 会議開催

-1- 5月21日に日本産婦人科医会平成17年度第1回社会保険委員会が開催され、本会から落合委員、松田委員、清水委員が出席した。

-2- 5月22日に日本産婦人科医会第35回全国支部社会保険担当者連絡会が開催され、本会から落合委員、松田委員、清水委員が出席した。

-3- 6月13日に第1回社会保険委員会を開催した。

(2) 社会保険委員会規約を制定した。[資料：社保1]

嘉村理事より「社会保険委員会はこれまで理事会内委員会であったが、新たに外に出たため規約(案)を作成した」との補足説明があり、了承された。

(3) 本会から日本産婦人科医会への社保委員会委員(案)について[資料：社保2]

(4) 手術アウトカムと症例数に関する調査に関して、2月の理事会で承認された調査報告を中医協に提出してよいか外保連から問い合わせがあった。社保担当理事・幹事に追加がないか確認の上、5月16日に提出した。

(5) 社会保険診療報酬改正に関する要望書を内保連(回答期限：4月28日)及び外保連(回答期限：5月下旬)に提出した。[資料：社保3、4]

嘉村理事より「この改正は2年に一度あり、今年がそれにあたる。回答期限が既に過ぎており、今回は提出したことの報告である。次回の平成18年改正でいかすことになるが、報告した項目、内容について各理事、学会員へアンケートを行う予定である」との説明があった。

(6) 疑義解釈委員会委員から「薬理作用に基づく医薬品適応外使用の例」のリスト提出要請があり、社会保険委員会委員において検討し、項目リスト(案)を提出した。今後、その項目内容の検討、ならびにその薬理作用、適応外使用例に関しての資料準備等に関して、各専門委員会に諮りとりまとめていく予定である。[資料：社保5]

(7) 日本産婦人科医会より「『ハイリスク分娩管理料』適用病名に関するお願い」の文書を受領した(6月22日)。[資料：社保6]

以上の報告に続き、**嘉村理事**より「資料7についてであるが、日本婦人科腫瘍学会の植木理事長よりタキソテル注の子宮体癌に対する効能追加について日本婦人科腫瘍学会、婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構より厚労省へ要望書を提出予定であり、日本産婦人科学会からも提出していただけないかの要望を受けた」との発言があった。

さらに**嘉村理事**より「タキソテル注の子宮体癌に対する効能追加についての治験はすでにすんでおり、効能、効果については確認できている」との追加説明があり、要望書提出については特に異議は出ず、承認された。

続いて、陪席の**鈴木雅州名誉会員**より「GnRH antagonist についてであるが、2000年に臨床試験を終

了しているが、厚労省ではいまだに販売許可がおりていない。しかしインターネットで調べると、全国でかなり広い範囲で現実にこの薬が使用されている可能性がある。患者から、いくつかの診療所で使われているという情報を得た。本来、厚労省に申請すれば、研究目的等のいくつかの場合で輸入し使用が可能であるが、HP 上でその使用を謳っているものがあり、無許可のまま使用されている可能性がある。厚労省としては無許可の薬は原則として使わないでほしいという意向のようである。いずれ社会問題化する可能性を危惧し、学会として何らかの対応が必要ではないか」との発言があった。

これに対し、

武谷理事長「学会としては 2 年前に要望書を厚労省に提出している。学会としては、この薬の重要性は認識している。厚労省の見解では、この薬に何か問題があるということではなくて、承認に近づいているが、症例数などの study design に問題があるようで、そのような点に宿題が出ているという状況らしい。企業の側も最大限の努力をしているということである」

吉村理事「2 社で治験が終了している。体外受精に使われるので、その場合保険診療ではないので、保険適応とならず、この点がネックになっているのでは。聞くところによると厚労省も許可しようとしているが、順番待ちといった状態らしい」

藤井監事「私費診療でも、無認可薬の使用はいいのか」

武谷理事長「医師、患者双方の了解のもとでの使用は違法ではない」

嘉村理事「治験が終了しているから安全性は問題ないと理解している」

との協議の後、

武谷理事長より「生殖・内分泌委員会で再検討して、必要であれば再度要望書を出したい」という対応が提案され、了承された。

社保の他の報告、協議事項についても、了承された。

7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

(1) 会議開催

-1- 第 1 回中央専門医制度委員会を 5 月 7 日 (土) に開催した。

-2- 第 2 回中央専門医制度委員会、全国地方委員会委員長会議を 6 月 19 日 (日) に開催した。

宇田川理事より、「今年度の活動予定として専門医の第一次審査で使われる申請書、申請手帳のフォーマットを改訂予定である。これは平成 17 年 4 月から個人保護法が発行されたので、申請書類で個人名が特定されないようにするためである。来年度には使用できるようにしたい。専門医制度卒後研修指導施設で、施設認定基準である専門医の 2 人以上の確保、年間分娩数 200 以上などに満たない施設があり、認定施設の見直しを予定している。専門医試験における面接試験をより合理的に行うことを考えている。現在 2 年目の研修医が各施設の産婦人科で研修を受け始めているが、その現状、問題の有無について研修小委員会からアンケート調査を行う予定である。以上が会議で協議、決定された」との説明があった。

(2) 第 57 回学術講演会生涯研修出席証明シール配布数 (括弧内は第 56 回学術講演会)

1 日目 : 1,703 枚 (2,208 枚)、2 日目以降 : 2,735 枚 (3,449 枚)、合計 4,438 枚 (5,657 枚)

(3) 専門医認定二次審査

面接試験担当者及び試験実行委員に面接試験担当の依頼状を送付した (4 月 18 日)。

(4) 中間法人日本専門医認定制機構第 5 回社員総会について

5 月 10 日に第 5 回社員総会が開催された。

(5) 日本専門医認定制機構より「基本領域専門医取得重複チェックの結果と重複取得者への確認のお願い」についての書信を受領した (4 月 21 日)。[資料：専門医制度 1-1]

本会内重複取得者は 75 名おり、6 月末日までにどの専門医を選択するか聴取して欲しいとの依頼である。

日本専門医認定制機構「基本領域専門医取得重複チェックの結果と重複取得者への確認のお願い」に関し、会員 3 名より意見書を受領した。[資料：専門医制度 1-2]

会員からの反響を考慮し、各地方委員会委員長及び会員宛に本会より日本専門医認定制機構の考え方について補足説明を通知した。[資料：専門医制度 1-3]

宇田川理事より「専門医の標榜は1つに限るということは、他の専門医の資格を剥奪すると理解されるようで、その点は誤解であり、あくまでも資格剥奪ではなく、標榜がひとつであることを補足説明として通知した」との補足説明があった。

(6) 専門医制度評価委員会より基本領域学会専門医制度内容調査の実施についての書信を受領した(6月2日)。[資料：専門医制度 2]

以上の報告について了承された。

続いて石川理事より「卒後研修必修化となっているが、従来の卒後医局に入って専門医を目指すという研修と卒後の研修体制が違っている。また最近、地域医療と大学病院をあわせて、卒後3年目から7年目において複数の病院で後期の臨床研修を行うとする制度の提案があった。3年目以降の研修プログラムについて、身分など新しい観点から検討する必要があるのでは」との発言があった。

これに対し武谷理事長より「3年目の研修を行う場合は、従来のような研修医という身分は使えない。どういう身分で行うかという問題がある。また大学以外のいろいろな研修施設で研修を行うという形になっており、その点でもいろいろな問題が起こる可能性がある」との発言があり、宇田川理事が、今後検討することを述べた。

8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成17年5月31日)

- 1- ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：88施設
- 2- 体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：648施設
- 3- ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：543施設
- 4- パーコールを用いてのXY精子選別法臨床実施に関する登録：機関誌46巻8号(平成6年8月)において登録一時中止以来登録なし、通算17施設
- 5- 顕微授精の臨床実施に関する登録：376施設
- 6- 非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22施設

(2) 会議開催

- 1- 第1回倫理委員会を5月27日に開催し、本年度倫理委員会の検討事項を整理した。第2回倫理委員会を6月24日に開催した。資料5
- 2- 第1回登録・調査小委員会を5月11日、第2回登録・調査小委員会を5月31日に開催した。第3回登録・調査小委員会を6月29日に開催する予定である。
- 3- 会告見直しに関するワーキンググループを6月28日に開催する予定である。
- 4- 第3回慶應義塾大学並びに名古屋市立大学から申請のあった着床前診断に関する審査小委員会を6月15日に開催し、答申書案について倫理委員会で協議し、受理した。

(3) インターネットによるART臨床実施成績登録の登録項目について、倫理委員会、生殖・内分泌委員会各委員及び施設の実施責任者に対し意見を聴取する書状を発送した(5月26日) [資料：倫理 1]

吉村理事より「現在ARTに関する統計は二本立てになっている。倫理委員会と生殖・内分泌委員会でやっているが、わが国の生殖医療全体を正確に把握するという点では問題がある。そこで個票ベースで、より正確な調査を進めるために、生殖・内分泌委員会と協力して個票の調査項目を検討している。この内容を確定してインターネットによる調査ができるようにしたいと考えている。わが国では私立のクリニックが生殖医療の3/4の症例を担っていることから、全体を把握するためには、そのようなクリニックが参加することが不可欠であり、従ってそのような施設にも調査項目について意見を聞いている。生殖医療が進んだ日本で、このようなデータがないことは国際的に問題であり、ぜひ個票ベースでのデータを集めたい」との説明があった。

これについて以下の議論があった。

野田理事「日本全体で行われているART等の報告は各施設からくると思われるが、ARTの総数がわからないような実情になっているということか」

吉村理事「行われた例数は確かと思う。ただ出生児数は不正確な把握しかできていないと思う。つまり8万周期行われたことは確かだが、出生児数が13000余かどうかという点は疑問がある。すべてのフ

フォローができていない状況があると思う。ART を行う施設と分娩をする施設は違う。ある程度は把握していると思うが、不正確だと思う。中絶や IUD 例は把握されていないのでは]

野田理事「施設の側では報告する意思はあるか」

吉村理事「施設による。今のところ、個票はボランティアベースでの集計になっている。」

武谷理事長「受精着床学会で出生児に対する調査を行っているが、回収率は 2 割に達しないということである。また同じようなアンケート調査が関連学会から重複していくと施設が困るし、非効率。学会間で調整しながら進めてほしい」

岡村理事「倫理 1 の資料の調査項目だが、出生児の予後については学会としても調査すべきということで周産期委員会と生殖・内分泌委員会の両方にまたがった課題と考えているので周産期委員会でも検討したい。ただ、児の長期追跡は非常に困難だが」

(4) 着床前診断に関する 5 月 15 日、5 月 21 日、及び 5 月 30 日付け読売新聞の記事について

[資料：倫理 2]

(5) 本年度倫理委員会の議事録の公開について

吉村理事より「議事録はこれまで学会員には公開されてきた。今回、一般社会に対しても公開をしたい。各委員からは了解を頂いている。」との説明があり、協議内容によっては、公開を改めて検討すべき場合が予想されるとの指摘はあったが、原則として了承された。

また**武谷理事長**より「議事録の公開については、氏名を出す場合と出さずに記号で示す場合があるが」との発言があり、

これに対し**吉村理事**より「議事録はチェックしてもらうので、氏名つきで公開したい」との回答があった。

(6) 平成 12 年の会員へのお知らせ『生殖補助医療の実施施設の設備条件と実施医師の要件について』にて、正当な理由なく 3 年以上の報告義務違反があった場合は登録を抹消することもある、と明記されており、現在 3 年連続報告していない施設が 2 箇所ある。事務局から既に 3 回通知しているが、再度抹消警告の通知を行ったところ、1 施設からは報告があった。他の 1 施設については現在体外受精を実施しておらず辞退届けを送付した。

(7) 平成 15 年の会員へのお知らせ『生殖補助医療に関する諸登録の申請にあたって留意すべき事項』にて、実施医師と実施責任者に関する文章で整合性のとれないところがある。倫理委員会で整合性をとるべく定義について再検討した。[資料：倫理 6]

検討内容について説明され、了承された。さらに、この「お知らせ」の変更を武谷理事長、吉村理事の名前で会員へ告知することについても了承された。

(8) 優生思想を問うネットワークから「受精卵診断に関する要望書」を受領した (4 月 11 日)

[資料：倫理 3]

-1- 名古屋市大からの申請を安易に承認するなという点について、現在小委員会で検討している旨、
-2- 本会に無断で男女産み分けや習慣流産を対象に実施する医師という点について、優生思想を問うネットワークから直接その医師に問い合わせを欲しい旨、回答したい。
-3- 十分な情報公開を求めるという点については、要望書を受領した。

名古屋市大からの申請については調査小委員会からの答申を受領しており、本日の理事会での審議、承認が得られれば、これを基に回答を作りたい。男女産み分けについては、実施医師へ直接要望していただきたい。そのような回答をしたい。

(9) 「日本生殖補助医療標準化機関 (JISART)」が質の高い不妊治療の医療機関として 10 施設を認定したとの日経記事について [資料：倫理 4]

以上の報告、協議についての了承の後、(2) -4- 慶應義塾大学並びに名古屋市立大学から申請のあった着床前診断に関する審査小委員会の答申書案について協議が行われた。まず吉村理事より申請された着床前診断の 2 例について、いずれも審査小委員会で実施が認可されたこと、および、それぞれの審議内容、認可の理由について資料に基づいて報告された。その後以下のような協議が進められた。

武谷理事長「重篤性の基準は、成人に達する以前に日常生活を強く損なう症状が発現したり、生存が危ぶまれる疾患ということ。前回、実施が認可されなかった例は筋強直性ジストロフィーで今回と疾患名は同じだが、筋強直性はいろいろなサブタイプがあり、前回の例では成人に達し、父親になることも可能ということで認可されなかった。今回の筋強直性はもっと重篤。同じ疾患名でも重篤性は異なると理解する必要がある。倫理委員会での検討では問題点の指摘はなかったか」

吉村理事「問題点の指摘はなかった」

和氣理事「CTG リポート数と症状は相関するか。さらにリポート数で方針が変わる可能性があるか」

吉村理事「可能性はある」

井上理事「長崎大学遺伝子解析学教室での診断精度については問題ないか」

吉村理事「小委員会では詳細な解析データを検討したが、専門家である委員も問題なしということであった」

井上理事「診断施設は決定しておいた方が、精度管理ができるのでは」

吉村理事「染色体の構造異常等では、可能と思うが、遺伝子欠失等の場合は1ヶ所では困難と思う」

武谷理事長「散発的なので、個々の例で評価するしかないのでは」

和氣理事「臨床的研究として進む間は個別にデータの質を判断すべき」

以上の協議の後、審査小委員会の答申書案について理事会で承認された。

続いて、今回の着床前診断の認可についてのプレスへの発表について**吉村理事**より「理事会での承認をプレスに公表する必要がある。プレス用に資料を作成した。昨日の倫理委員会では承認を得た。公開性ということでは、資料をわたすべきだが、個人情報保護法の問題がある。倫理委員会では1時間以上審議し、着床前診断が大きな社会問題になっていることから、資料配布はすべきとの結論。審議内容を明らかにすべきであるし、また口で述べるよりもいいと考える。個人を特定できないように、個人情報保護法に触れるような部分は黒く消している」との発言と協議の依頼が出され、

これに対し以下の議論があった。

稲葉理事「公表する場合に病院関係者であれば、個人が特定できる可能性がある。従って、個人情報保護法からみれば公表についてインフォームドコンセントが必要と思われる。公表はいいことであるが、そのプロセスが重要」

落合理事「患者側の同意もそうだが、小委員会の委員の同意はどうか」

吉村理事「出席した小委員会では、個人情報かわからない上での公表には全員同意した」

落合理事「患者本人の同意については、確認されていない。慎重な審議を公表するのは賛成だが、個人情報保護法施行以後、社会情勢は変わった。患者側から、本来の目的と異なることで公表されたというクレームがでるのでは。今回同意なしということであるが、同意の上で公表するということも検討すべきと思う」

武谷理事長「患者さん本人は自分のこととわかると思う。社会性があるので公表はやむをえないかと思うが」

稲葉理事「それがわかるのはやむをえないのでは。患者さんが公表してほしくなかったということを出し出すかもしれないが。問題は、患者さんがかかっている病院内の医師あるいは他の医療従事者が推測できてしまうことで、帰宅後家族に話し、またそれを近所で話しという形で、院内関係者から情報が漏れることが実際に起こっている。了解がえられていけば問題なし」

武谷理事長「今日のプレスへの公表については、それは間に合わないのどうするか」

吉川理事「本日のプレス用としては個人情報に関する部分だけ消せばいいのでは。個人情報としてまじいものがあるかどうか問題。その点では問題ないと思うが」

松岡副議長「倫理委員のひとりとして、公開性、透明性が求められている一方で個人情報保護法の問題、あるいは以前から医師法にうたわれている患者情報に関する守秘義務がある。この両者をクリアするために黒塗りの資料が作られていると思うが、やはり着床前診断の認可の決定のうらには、これだけの慎重な審議がなされているという点はマスコミにぜひだすべき。黒塗りについては、このように個人情報に配慮していることを示すために、文章の削除や書き換えでなくて、原文の上に黒塗りを示す形がいい」

和氣理事「今回は配布して、さらに回収してはどうか」

稲葉理事「マスコミはすでに申請した両大学名を知っている。両大学名は削ってもいい」

武谷理事長「回収は、こちらの意図が伝わりにくくなるのでは」

平岩弁護士「個人情報保護法からみて、この資料から個人を特定できるかという、できない。ただ患者が自分と気づいてクレームがくる可能性はあると思う。資料の中の大学名等の固有名詞は省いたほ

うがいいのでは。2つの大学から申請を受け、1例はこういうこと、他の1例はこういうことという説明でいいのでは」

以上の協議を踏まえ、また内容で公表不要と思われる部分の指摘がいくつかなされた後、資料をプレスに渡すことが承認された。

9) 教育 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

-1- 平成17年度専門医認定二次審査筆記試験問題選定会議の第1回を5月13日、第2回を5月30日、第3回を6月11日に開催した。

-2- 第1回教育委員会並びに用語小委員会を6月24日に開催した。

星理事より協議内容について「教育委員会規約作成後、それに則って教育委員会を立ち上げ、第1回教育委員会並びに用語小委員会を6月24日に開催した。その他資料5に教育委員会委員を載せた。小委員会設置可能とのことで、用語小委員会と研修企画小委員会を作った。規約内容からいうと、これまで別個に担ってきた教育に関する業務を横断的に集約して、より効率的な会員教育を行うための委員会ということになる。業務内容は用語ならびに用語解説の制定および見直し、これは用語小委員会で早速始める、生涯研修等に必要な業務遂行等に関わる諮問を中央専門医制度委員会から受けて行う業務、研修コーナーの企画等を中央専門医制度委員会と研修企画小委員会合同で行う。図書編纂・刊行の業務については研修必修知識2004について次回改定が2007年に予定しているので、研修企画小委員会で改訂作業にはいる。7月に行われる専門医試験の筆記試験の問題作成があり、筆記試験選定会議を開いて、昨日最終的に完成し印刷に回した」との発言があった。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2004」について

6月13日現在2,605部の販売実績になっている。

星理事より「6月24日時点では2,646部となっている。この4月から450部ほど売れている。在庫は300ほどあるが、2007年の改訂のために300のうちから21部を、改訂にあたる改訂小委員会の委員へ配布したい」との要望がだされ、承認された。

(3) アテンディング・アイ創刊号に分野別研修プログラム作成事例に関する星和彦理事のインタビュー記事が掲載された。[資料：教育1]

星理事より「アテンディング・アイという研修指導医向けの雑誌が刊行された。創刊号で、各科の研修プログラム作成事業をとりあげ、産婦人科が他科よりも早く作成されたということで、これを紹介したいということでインタビューを受け資料に載せたような記事になった」との説明がなされた。

以上の報告について承認された。

2. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会 (吉川裕之委員長)

(1) 会議開催

-1- 第1回あり方検討委員会を5月13日、第2回あり方検討委員会を6月10日に開催した。

[資料：学会のあり方1]

(2) サンデー毎日記事「危機に瀕する産婦人科医療」について [資料：学会のあり方2]

吉川理事より「委員会構成についてはその他資料1にあるように、委員21名、幹事3名で、委員の中で医会からはこれまで4名であったが、今回5名となっている。医会の勤務医委員会に関連した方に加わっていただき、特に医師の待遇改善などで協同してやっていきたい。あり方資料1にこれまでのあり方委員会の活動状況をまとめた。現在、計画していることは、医師の不足あるいは医師の偏在といった方がいいかもしれないが、産婦人科医不足の実態調査についてこれまでもアンケートを行っているが、本年も、昨年に引き続き、大学へ、その関連病院に関するアンケート調査をおこなう予定である。さらに、そのデータを生かした形で、各地方部会長あてに調査を依頼することを考えている。都道府県別の施設数、取り扱っている分娩数など20項目程度のアンケートを考えているが、これは全国の分娩取り扱

い施設数や、そこに勤務する医師数などの実態を示す基礎データが殆どないという現状があり、問題と思われるためである。また産婦人科医療体制の改革プロジェクトチームを作って改革案を作成したい。小児科では診療施設モデルを作ってホームページで公表するなど、この点で進んでいる。医療訴訟の問題については、周産期医療のガイドラインの不足が大きな問題。分娩誘発や促進などについて差し迫って必要。女性医師問題も扱う」との説明がなされた。

これを受け、以下の議論が続いた。

藤井監事「カナダに行って聞いた講演の中でわかったことだが、フランスでも15年前に産婦人科医が底をついた。結局、産婦人科のレジデントの数を国が決めて確保した。産婦人科医の必要数を出して国に要求する、そのためのプロジェクトチームを作ることもひとつの方法ではないか」

吉川理事「過去の本委員会でも検討でも needs model として検討されたが、結局困難ということで進んでいない。そこでまず実態把握が必要ということで、アンケートを考えている」

藤井監事「他の先進国では年間5週間の休みと当直翌日の休みは診療体制として常識となっている。こういった診療体制、休みをとることを計算に入れて必要数を出してほしい」

武谷理事長「産婦人科医療体制の改革プロジェクトチーム作りについては、まずその構想を出してほしい」

報告事項については承認された。

2) 広報委員会 (稲葉憲之委員長)

(1) パスワード登録状況 (6月13日現在)

在籍会員	15,591名		
登録済会員	7,215名	登録率	46.3%

(2) 会議開催

-1- 第1回広報委員会・情報処理小委員会を5月20日に開催した。

稲葉理事より「第58回学術委員会でも広報ブースを設置したい。ウェブサイトでは市民への啓発として、新しいホームページにQ&Aコーナーを準備中である。回答は広報委員の中から担当を決めて作成する。ホームページのrenewalは完了している。女性の健康週間に協力いただいた企業には無料でバナー広告を提供している。JOGR誌は会員ページで閲覧可能である。理事会、常務理事会議事録はホームページの一般ページに公開している」との説明がなされた。

(3) ホームページバナー広告に関し、業務委託契約を従来の(株)協和企画から(株)朝日エルに変更し締結することとした。[資料：広報1]

稲葉理事より「変更理由は、これまでの業務委託会社が積極的に活動しなかったということ」との追加説明があった。

(4) 平成16年度公開講座について

-1- 平成16年度本会主催公開講座

「女性の幸せな健康のために産婦人科医と国民がなすべきこと」と題して、学術講演会前日に京都にて開催され、860名の参加があった。

-2- 平成16年度地方部会担当公開講座

28地方部会にて開催された。[資料：広報2]

稲葉理事より「今年度年から「公開講座」事業は、「女性の健康週間委員会」に委ねることになっている」との追加説明があった。

(5) JOGR、ACOG、Medical Channel (学術講演会動画) とのリンクについて

-1- JOGRは、3月上旬より会員専用ページで閲覧可能となった。

-2- ACOGのElectric membershipについては、ACOGは当学会の会員の英字氏名、e-mail等のデジタルデータの提供を希望している。本会にはデータがないので、実際に提供する場合には英字化およびデジタル化の作成経費が必要となる。また、個人情報の提供となるので各会員の希望の確認がデータ作成の上で必須である。ACOGがどのようにアクセス権を提供するのかその方法は未確認である。保留の理由

確認とデジタル化経費負担について次回常務理事会に諮ることとした。

-3- Medical Channel（学術講演会動画）で現在提供されている第56回学術講演会レクチャーのマスターCD-ROM2枚組み作成費は、約10万円である。マスターからコピーを作成し会員へ頒布、また専門医シールの対象とすることが可能である。第57回の「生涯研修プログラム」も6月末を目標に準備が進んでいる。今後どのように継続事業化するのか、撮影費等の経費負担、収益事業としての運営方法など、第56回放送のマスター作成を含めて、教育委員会、会計理事へ検討を依頼することとした。

稲葉理事より「-2-については、理事会で承認されれば、各学会員にACOGへのデータ送付について意思を確認する予定である。経費負担については理事会で協議をお願いしたい。Medical Channelについては学会事業として進めていく」との発言が追加された。

以上について承認された。

3) AOCOG2007 組織委員会（武谷雄二委員長）

(1) 会議開催

第1回AOCOG2007組織委員会を6月2日に開催した。

矢野幹事長より「決定事項、医会あてに協力依頼の手紙を出した。実行委員会委員を決定した。本年10月のソウルでの学会で、宣伝用のポスター、パンフレットを出すために作成する必要がある」との説明がなされた

(2) -1- 日本産婦人科医会宛に支援依頼の書信を送付した（6月8日付）[資料：AOCOG 1]

-2- AOCOG2007組織委員会委員宛にAOCOG2005（10月1日～5日、於：ソウル）の視察を依頼した（6月6日付）。[資料：AOCOG 2]

-3- 実行委員会委員（案）について[資料：AOCOG 3]

以上について承認された

4) 生殖医療評価機構検討委員会（田中俊誠委員長）

田中理事より「倫理委員長より会告見直し事業を進めるようにとの指示を受け、生殖・内分泌委員会と連携して進める予定である」との報告言がなされ、承認された。

5) 女性の健康週間委員会（石塚文平委員長）

(1) 会議開催

女性の健康週間委員会の本年度方針についての打合せ会を6月8日に開催した。

第1回女性の健康週間委員会を7月5日に開催する予定である。

第1回・第2回常務理事会で協議の結果、以下の活動方針と致したい。

-1- 地方部会の公開講座については本委員会を取り纏めの上、開催日を検討中の地方部会には出来るだけ3月の第1週に開催することを依頼すること、[資料：女性の健康 1]

-2- 例えば『働く女性の健康支援』などサブテーマを絞って、行政の支援やパブリシティーを図ること、

-3- 去年と同じ内容で朝日エルとの契約を締結すること。

(2) 「女性の健康週間」に関わる平成17年度活動方針概要について [資料：女性の健康 2]

石塚理事より「メインテーマとシンボルマークは踏襲する。本年度も来年の3月1日から8日に実施予定であるが、今年重点テーマとして「産婦人科医による働く女性の健康支援」としたい。働く女性の健康支援に関心をもっていることをアピールしたい。」との説明があり、引き続き資料に基づき本年度の女性の健康週間実施案の内容の詳細について報告された。

以上の報告について承認された。

以後、残された協議事項について検討された。

VII. 協議事項

1. 運営委員会

落合理事より「現事務所が手狭となったために事務局移転が必要となり、資料8にあるようにチェッ

クリストを作成して移転先の候補を検討し、最終的にツインビュー御茶の水という物件が最適ではないかという結論に達した。承認を得られれば、手続きを開始して、本年度中に移転を完了したい。」という報告がされ、承認された。さらに現在賃貸している保険会館の事務所については解約を半年前に申し出ることになっているので、直ちに解約手続きに入ることが報告された。

ついで**丸尾理事**より「事務局機能強化推進委員会についてだが、事務局機能強化が強く言われるようになったのは会場の固定化からである。つまり学会運営に関わる事務的な業務を事務局に移すという点があるので、直近に学会を開催した3校、京大、慶應、九大といった主催して間もない大学からもぜひ委員を入れてほしい。また事務局内に学会運営がわかる人員も新しく増やすことをお願いしたい。その人選をもう始めてほしい」との要望が出された。

和氣理事より「学術と運営合同で委員会を開き、委員の調整をはかる」との回答が出された。

武谷理事長より「来年度の学会については、事務局強化がまだ十分に進まない状態での開催になるので、いろいろな意味で学会としてもサポートしていく必要があると考える」との発言があった。

また**落合理事**より「事務局移転に伴って事務局住所が変更になる。定款第2条に事務局の所在地が記載されていることから、定款改定が必要となり、来年度の総会で諮ることになる」と報告された。さらに「常務理事は現在8名と定款第14条に決められているが、実際は10名という解釈で進めようということは第1回の理事会で決定されている。この点についても定款改定が妥当と考える。本日の理事会で常務理事数増員の方向性で了承が得られたら、監督官庁とすりあわせの上、次回理事会に最終案を出したい」との提案が出され、この方向性について了承された。**落合理事**より「定款改定には第50条にあるように、理事会、および総会において4分の3以上の議決が必要となるので、次年度総会ではしっかり委任状を集める必要がある。」との発言が追加された。

2. 学術委員会

和氣理事より「学術資料4から7まで、それぞれ第59回学術講演会特別講演演者の推薦について、第59回学術講演会シンポジウム課題の決定ならびに担当希望者公募について、第60回学術講演会シンポジウム課題公募について、平成17年度学術奨励賞の推薦および応募について、会員へのお知らせとして出す予定である」との発言があり、承認された。

3. 第58回総会並びに学術講演会について

プログラム委員会で決定された第58回学術講演会の概略について担当校の新潟大学高桑幹事より説明があり、承認された。

4. 専門委員会について

1) 周産期委員会（岡村州博委員長）：

岡村理事より「分娩誘発剤に関するガイドラインの早期提出依頼が厚労省からあった。まずオキシトシンの使い方について、エビデンスに基づくガイドラインを作成して厚労省に回答したいと考えている。厚労省からは急ぐようにとのことであるが、エビデンスに基づくということで、少し時間がほしい」との発言があり、承認された。

吉村理事より「促進の適応、診断やモニター等関連する臨床事項全般を含めてほしい」との要望が追加された。

5. 倫理委員会について

吉村理事より「着床前診断の適応について習慣流産を含めた形でワーキンググループを作って検討したい。委員候補案として資料6を提案した」との発言があり、承認された。

6. その他

(1) 女性の健康基金について（藤井監事）[資料：女性の健康2]

藤井監事より「女性の健康基金、For Women's Health Fund を設立していくという経緯を資料に記した。第57回学術集会時の市民公開講座でアメリカ、カナダ、ドイツの産婦人科医と話ししていく中でFor Women's Health ということで、一緒に仕事をしていこう、資金を集めていこうという話しになった。これからこの方向で行動するつもりであり、産婦人科学会にもいろいろと協力をお願いすることもあるかと思うのでよろしくお願ひしたい」との報告があった。

以上